

二級・木造建築士後見開始 (保佐開始) 審判届

下記の者は、平成 年 月 日 後見開始
保佐開始 の審判を受けましたので、登記事項証明
書を添え、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 8 条の 2 第 2 号の規定により、届け出ます。

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

成年後見人又は保佐人の
住 所

氏 名 印

記

1 氏 名

2 生年月日

3 本籍地

4 二級建築士又は木造建築士の別

5 登録番号

6 登録年月日